**喫煙可能室設置施設届出書 チェックリスト**

喫煙可能室設置施設の届出にあたり、下記のチェックリストにご記入ください。

**（特定飲食提供施設に関する要件）**

* 令和２年４月１日時点で営業している
* 資本金または出資の総額が５０００万円以下である

※ただし、以下は除く

ア　一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上を有する会社

イ　大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の３分の２以上を有する会社

（アに掲げるものを除く）

* 客席面積が１００ｍ²以下である

＜貴店の状況＞

|  |  |
| --- | --- |
| 法人・個人の別 | 　法人　　・　　個人 |
| 資本金または出資の総額 | 　　　　　　　　　　円 |
| 客席面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 喫煙可能室の範囲 | 　全体　　・　　一部 |

**（喫煙可能室の設置に関する要件）**

※特定飲食提供施設に該当する場合、以下の要件を満たせば喫煙可能室を設置することができます。

* 資本金または出資の総額が分かる資料を保存している

（例：登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）

* 客床面積が１００ｍ²であることが分かる資料を保存している。（例：店舗図面等）

※「客席」…厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースを除く

* ２０歳未満の人は従業員であっても喫煙可能室への立ち入りは禁止としている
* 喫煙可能室の標識を掲示している

＜届出先保健所＞

店舗の所在地を所管する保健所へ提出ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健所名 | 所在地・電話番号 | 所管地域 |
| 鳥取市保健所 | 鳥取市富安２丁目１３８－４電話：０８５７－３０－８５２１ | 鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町 |
| 鳥取県中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所） | 倉吉市東巌城町２電話：０８５８－２３－３１４６ | 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町 |
| 鳥取県西部総合事務所福祉保健局（米子保健所） | 米子市東福原１丁目１－４５電話：０８５９－３１－９３１９ | 米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町伯耆町、日南町、日野町、江府町 |